

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）									別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
略									略								
②	訪問看護ステーション機能強化推進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額（設備整備関係） ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 （人件費関係） 新規に常勤看護職員を雇用したことを証明する書類 （設備整備関係） 様式第2-9号 （※新規車両整備の場合のみ） 契約書の写し （設備整備関係）	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 （設備整備関係） 様式第2-9号 （※新規車両整備の場合のみ） 契約書の写し 検収書の	②	訪問看護ステーション機能強化推進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額（設備整備関係） ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 （人件費関係） 新規に常勤看護職員を雇用したことを証明する書類 <u>新規に雇用した常勤看護職員の職務歴が確認できる書類</u> （設備整備関係）	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 （設備整備関係） 様式第2-9号（※新規車両整備の場合

							様式第2-9号 (※新規車両整備の場合のみ) カタログ見積書	写し 当該設備機器の写真							変更	様式第2-9号 (※新規車両整備の場合のみ) カタログ見積書	(のみ) 契約書の写し 検収書の写し 当該設備機器の写真
② 居宅等における医療の提供	職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-59号 様式第3号 新規に看護職員を雇用したことを証明する書類	様式第1号 様式第2-59号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	② 居宅等における医療の提供	職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-59号 様式第3号 新規に <u>常勤</u> 看護職員を雇用したことを証明する書類 <u>新規に雇用した常勤看護職員の職務歴が確認できる書類</u>	様式第1号 様式第2-59号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	
② 居宅等における医療	訪問看護ステーション安全確保対策推進事業	指定訪問看護ステーション	安全確保に必要な機器等の整備費用 (1) 通話録音装置 (2) 下記にあげる防犯装置整備を導入するために必要な機器及び導入に必要な	1か所当たり100千円 (1)、 (2)と もに、一 事業所に つき申請 限度は1 回とす	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-67号 様式第3号 カタログ見積書	様式第1号 様式第2-67号 様式第3号 支払を証明する書類 当該整備	(新設)								

の提供			なシステム等 ①警備会社によるセキュリティシステムを導入するために必要な機器 ②防犯機器 ・位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー ・防犯ボタン付き携帯電話	る。 ※(1)又は(2)のみ申請した場合は、他方を翌年度以降に申請することは可能。				機器の写真								
② 居宅等ににおける医療の提供	訪問看護の体制充実支援事業	県看護協会	中山間地域の訪問看護体制確保支援事業及び訪問看護の複数名訪問支援事業の実施に要する次の経費 事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料	知事が必要と認められた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-69号 様式第3号 支出額の根拠となる書類	様式第1号 様式第2-69号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	(新設)							
略									略							
③ 医療従事者の確保	認定看護師養成研修受講補助事業	自治体立、国立大学法人立、独立行政	公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をい	看護職員1人当たり750千円	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-47号 様式第3号	様式第1号 様式第2-47号 様式第3号 支払を証明する書類	③ 認定看護師養成研修受講補助事業	自治体立、国立大学法人立、独立行政	公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をい	看護職員1人当たり750千円	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-47号 様式第3号	様式第1号 様式第2-47号 様式第3号 支払を証明す

		法人 国立 病院 機構 立及 び、 独立 行政 法人 労働 者健 康安 全機 構立 の病 院	う。)及び一般 社団法人日本精 神科看護協会施 設が実施する認 定看護師養成研 修へ看護職員を 派遣し、当該研 修会の受講に要 する経費として 負担した経費 (入学金、授業 料、実習料)。(受 講申込手続の都 合上、当該研修 の受講年度が経 費を負担した年 度の翌年度とな る場合を含む。)																	る書類
③ 医療従事者の確保	看護 職員 実習 指導 者養 成支 援事 業	病 院、 診療 所、 介護 保険 関係 施設	次の(1)、(2)及び(3)により 算出された額の合計額とする。	・補助 対象経 費の増 額	様式第1 号 様式第2 -49号 様式第3 号	様式第1 号 様式第2 -49号 様式第3 号 修了証の 写し 支出額の 根拠とな る書類 支払を証 明する書 類				次の(1)、(2)により算出された 額の合計額とする。										
			(1) 実習指導 者養成講習会の 受講に要する旅 費、受講料、資 料代				県が必要 と認めた 額	1/2 (た だし、 (特定 分野 研修 は 10/10)	(2) 実習指導 者養成講習会受 講者の代替看護 職員を採用した 場合の人件費 (報酬、賃金、 共済費)		1か所当 たり次に より算出 された額 日額7, 875円 ×採用日	10/10	(1) 実習指導 者養成講習会の 受講に要する旅 費、受講料、資 料代	県が必要 と認めた 額	1/2 (た だし、 (特定 分野 研修 は 10/10)	(2) 実習指導 者養成講習会受 講者の代替看護 職員を採用した 場合の人件費 (報酬、賃金、 共済費)				

				数																	
				(3) 訪問看護ステーションに限り、代替看護職員を採用しない場合、実習指導者養成講習会受講者分に該当する人件費	1 か所当たり次により算出された額	10/10															
略																					
③	医療従事者の確保	病院看護職員等安全確保対策推進事業	病院、診療所	看護職員等の安全確保のために通話録音装置を整備する費用	1 施設当たり 10 千円	1/2	・ 補助対象経費の増額	様式第 1 号	様式第 1 号	様式第 2 号	様式第 2 号	様式第 3 号	様式第 3 号	様式第 3 号	支払を証明する書類	当該整備機器の写真					
略																					
別記 1～別記 6 略										別記 1～別記 6 略											

第 2 様式第 2-49 号を別添のとおり改正する。また、様式第 2-67 号、様式第 2-68 号及び様式第 2-69 号を追加する。

附 則

- この要綱は、令和 7 年 5 月 7 日から施行し、令和 7 年度の補助事業から適用する。
- 令和 7 年 4 月 1 日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。